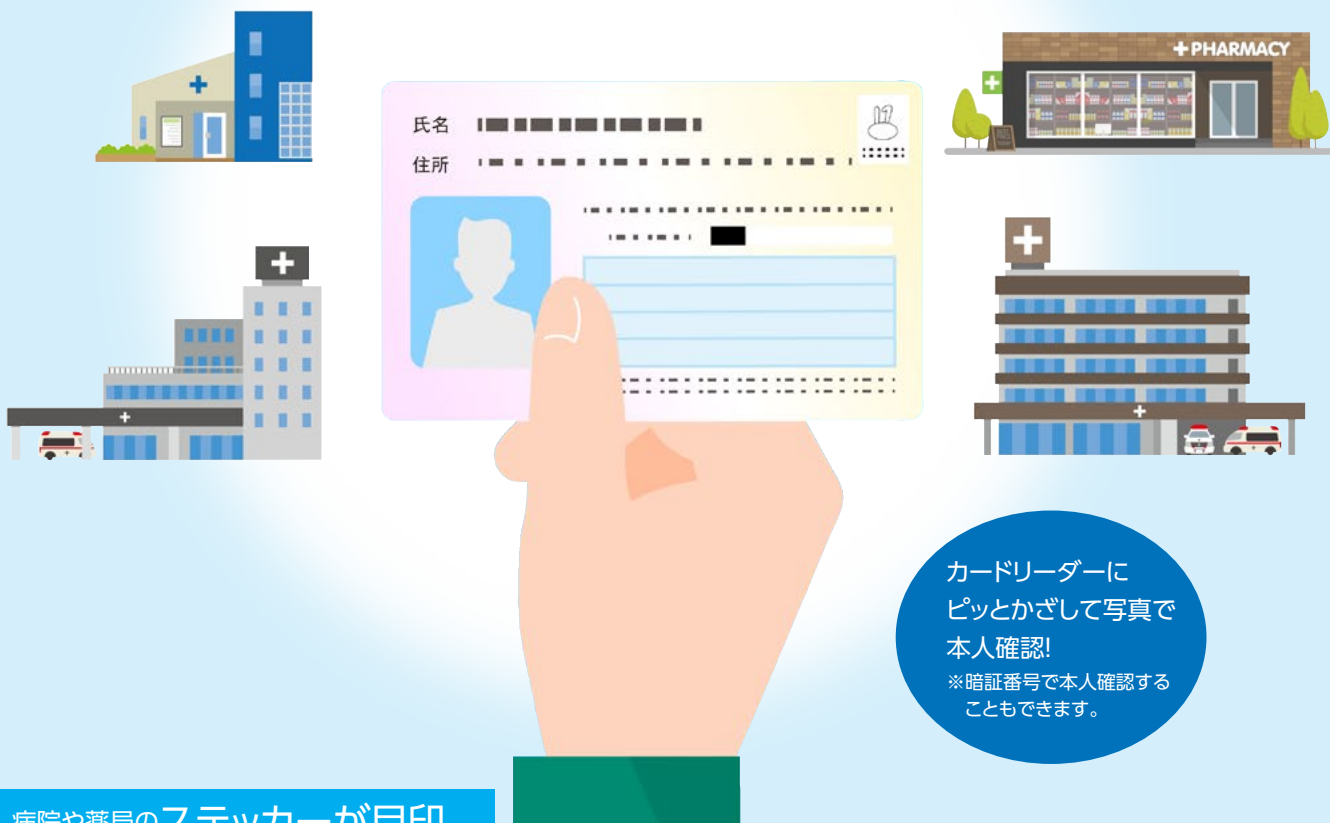


10月より
本格運用が
始まりました!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになりました。

マイナンバーカードで医療機関を受診できる仕組みが始まっています。
利用には事前の申込が必要ですので、受診前にマイナポータルから行いましょう!



カードリーダーに
ピッとかざして写真で
本人確認!
※暗証番号で本人確認する
こともできます。

病院や薬局のステッカーが目印

マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関には、ステッカーが掲示されています。窓口に専用のカードリーダーが設置されていますので、確認してみましょう。マイナンバーカードが健康保険証として利用できる医療機関でも、これまで通り従来の健康保険証を提示して受診することもできます。



申込登録方法は裏面をご参照ください。

利用申込方法について

マイナンバーカードを健康保険証として、利用するには申込が必要です。

- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ(またはPC+IC カードリーダー)
- ③ 「マイナポータルAP」のインストール

STEP1

- ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

STEP2

- 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

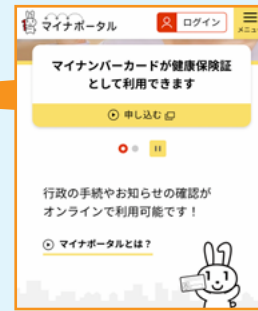
STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



※セブン銀行のATMでも手続きが行えます。

マイナンバーカードの保険証利用でこんなメリットがあります。

メリット より良い医療が可能に!

あなたが同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った正確な薬剤情報が医師等と共有できます。

メリット 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます!

メリット 自身の健康管理に役立つ

薬剤情報・医療費通知情報・特定健診情報の閲覧が順次可能に!
過去に処方された薬の情報が医師や薬剤師と共有され、より一層の安全性が確保されます。

メリット 医療費控除がカンタンに!

確定申告における医療費控除の手続きでマイナポータルを通じて自動入力が可能に!

2021年分所得税の確定申告から(予定)

健康保険証でも受診できます。

マイナンバーカードで受診ができるようになった後でも、これまで通り従来の健康保険証を医療機関の窓口で提示して受診できます。結婚や退職などで加入する保険が変わる場合は、現在の健康保険証を健康保険組合に返却し、新しく加入する医療保険者(協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険など)から健康保険証の交付を受けてください。

